

フロン排出抑制法に関するお知らせ

フロン回収・破壊法が改正され「フロン排出抑制法」として平成27年4月に施行されました。これに伴い、関連規定の変更・追加等がありましたので、お知らせいたします。

第一種フロン類充填回収業者に関する主な改正点

1 第一種フロン類充填回収業者の登録

フロン排出抑制法において第一種特定製品の整備におけるフロン類の充填が規定されたことから、従来の回収業「第一種フロン類回収業者」が充填業も合わせて行う者として「第一種フロン類充填回収業者」に変更されました（自動移行、再申請の必要はありません。）

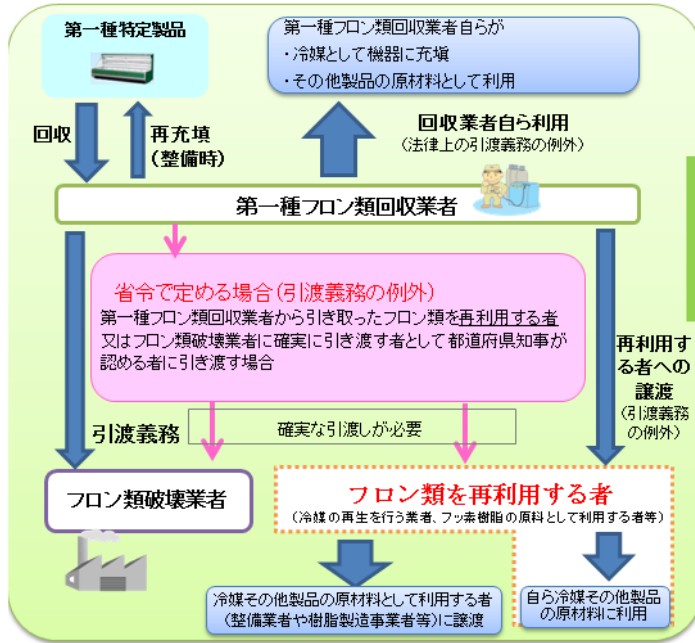
2 充填に関する規定

第一種特定製品の整備時の充填基準や、充填に伴う各証明書の発行などが規定されました。

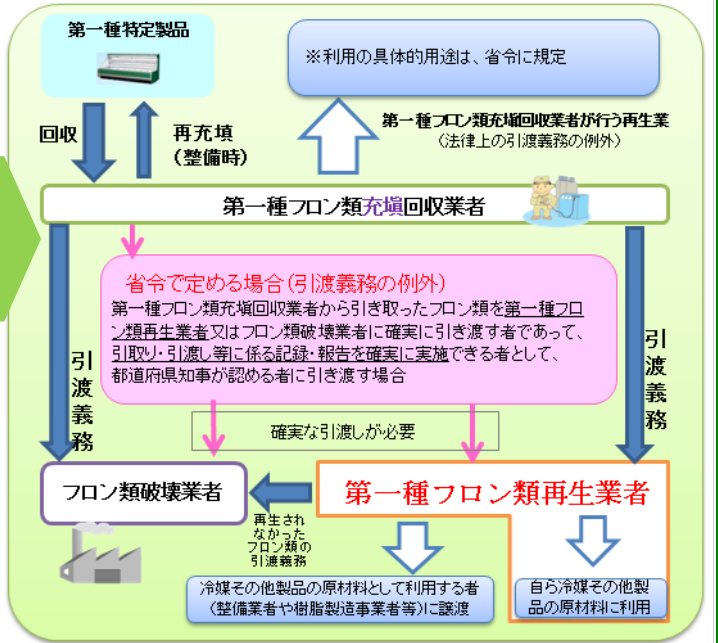
3 その他の変更

引渡先として再生業者（国の許可）を追加、都への回収量報告の変更 などがあります。

フロン回収・破壊法



フロン排出抑制法

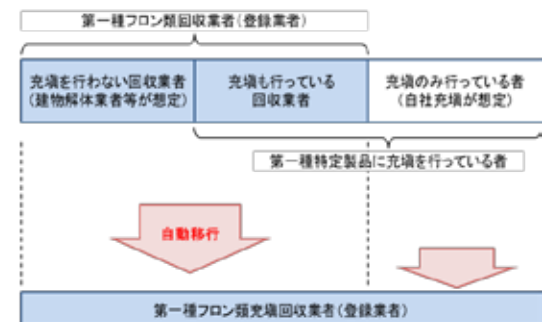


1 第一種フロン類充填回収業者の登録

改正法においては、第一種特定製品の整備時におけるフロン類の充填行為の適正化のため、充填の業も規制（登録）対象となります。なお、従前の第一種フロン類回収業者は、第一種フロン類充填回収業者として、自動で移行（都知事の登録）となります（次回の更新までの間は“第一種フロン類充填回収業者”とみなされます。）

充填に関する登録

国が規定する様式での申請となり、充填に関する情報を記載いただきます。なお、回収設備と充填設備は共通して使用できるものとなりますので、現在登録のある業者が改めて充填のための設備を用意する必要はありません。（充填業のみを実施する方は法施行後6か月以内に申請をお願いします。）



2 充填や確認に関する規定

法において「充填行為に対する規定」が新たに設けられています。また、フロン類の充填や処理に関して、第一種特定製品の管理者が確認を行うことができる各種証明書の発行・回付が義務付けられていますので、右頁のフローも参考にしながら、業を行うようにしてください。

充填に関する基準

第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類を充填する時は、『主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準』に従って実施するようにしてください。

充填前	<p>(1) 充填に先立つ確認 冷媒の漏えい・故障等の有無やこれらに係る点検・修理の実施の有無を確認</p> <p>(2) 第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者への通知 状況に応じて、点検の実施や修理を行う必要性を管理者及び整備者に説明</p> <p>(3) 修理等を行うまでの充填の禁止 フロン類の漏えい又は故障等を確認したときは、やむを得ない場合 1を除き、点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはならない 2</p> <p>1 フロン類の漏えい箇所を特定し、又は修理を行うことが著しく困難な場所に当該フロン類の漏えいが生じている場合 2 環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に修理を行うことが確実なときは、(3)の確認前に1回に限り充填を行うことができる。</p>
充填時	<p>(4) 冷媒の確認 充填しようとするフロン類の種類が、法第87条3号に基づき製品に表示されたもの又は当該フロン類よりGWPが低く、使用して安全上支障がないものであるか確認（管理者への確認必須）</p> <p>(5) 充填中及び充填後の漏えい防止等 充填中及び過充填による使用中の漏えいが生じないように必要な措置を実施</p> <p>(6) 機器・充填に係る十分な知見を有するものが自ら実施又は立会う</p>

第一種特定製品の整備時における各証明書の発行

整備時にフロン類を充填・回収した時は、充填証明書・回収証明書の発行が義務付けられました。

【充填行為関係の証明書への記載事項等】 回収証明書は以下の内容の充填を回収に読み替えてください。

充填の委託【法第37条第2項】

第一種特定製品整備者 第一種フロン類充填回収業者 に委託（第一種特定製品の管理者の情報を通知）

充填証明書の記載事項及び交付手続【法第37条第4項】

✓ 充填証明書の記載事項

- ・ 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称、住所
- ・ フロン類を充填した第一種特定製品の所在（具体的な店舗の住所等の設置場所が特定できる情報）
- ・ 充填に係る第一種特定製品が特定できる情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）
- ・ 充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ・ 当該証明書の交付年月日、充填した年月日
- ・ 充填したフロン類の種類（冷媒番号区分の別）ごとの量

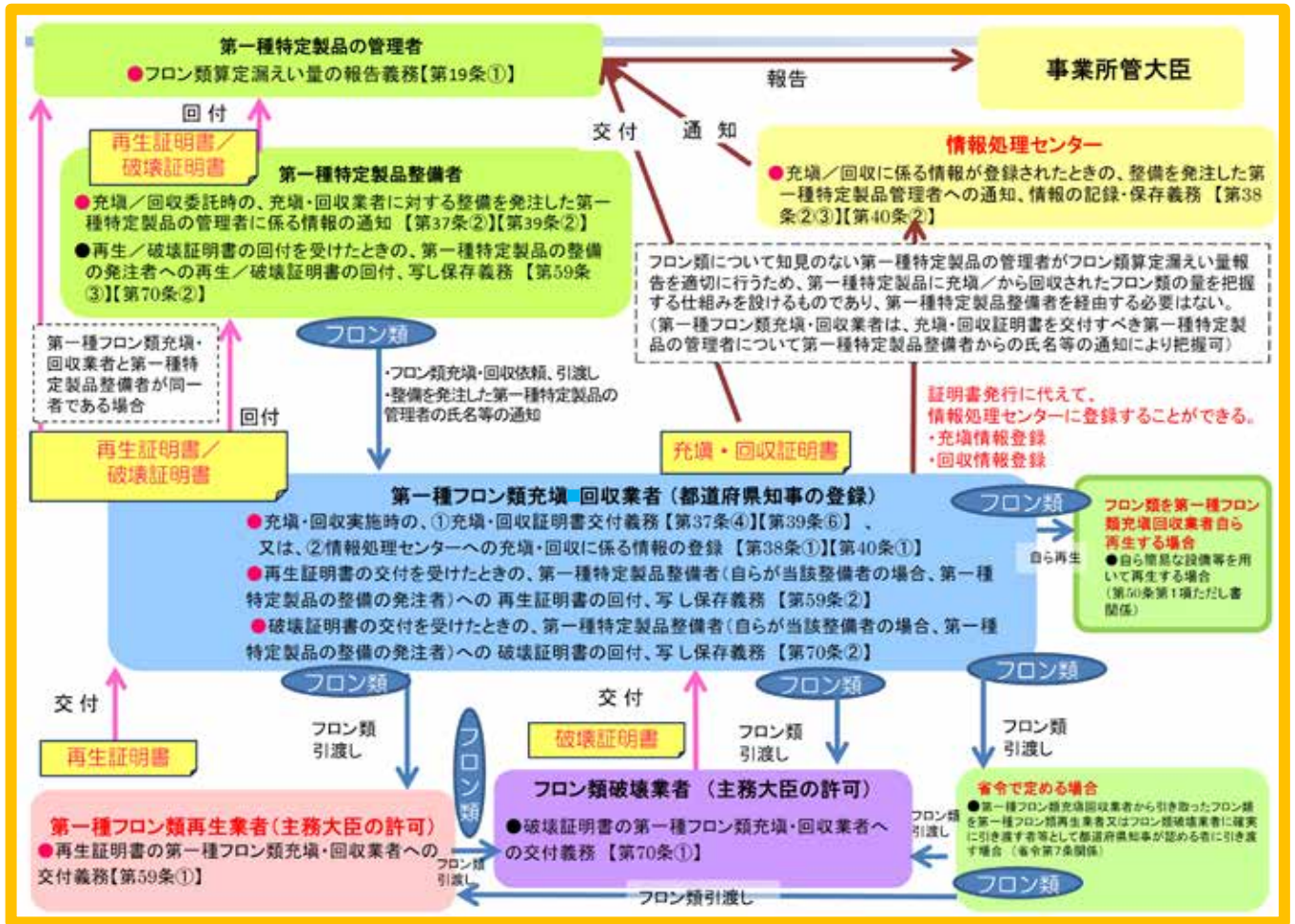
✓ 充填証明書の交付

充填証明書に記載された事項に相違がないことを確認の上、第一種特定製品にフロン類を充填した日から30日以内に交付すること。

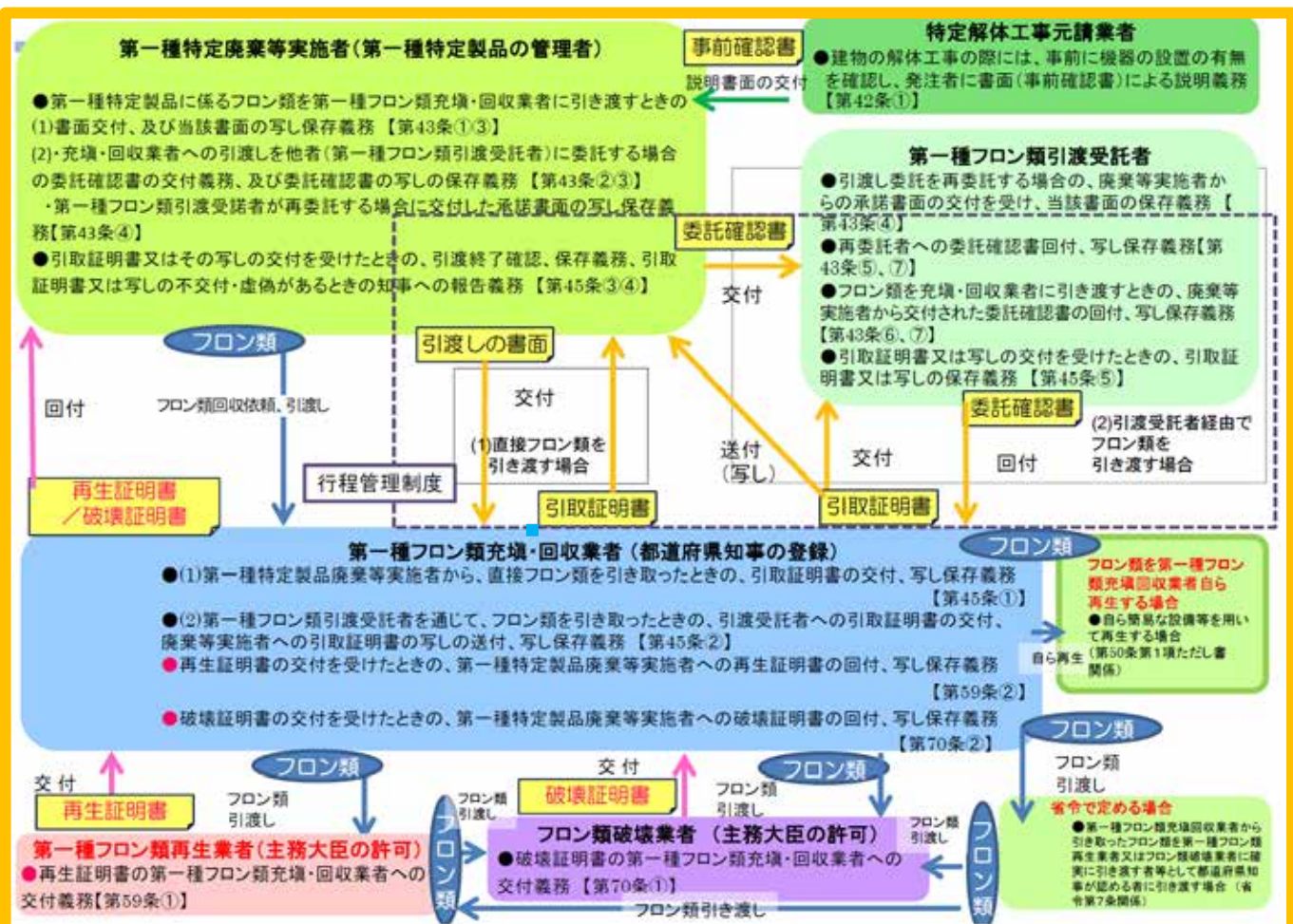
破壊証明書 / 再生証明書の回付

回収したフロン類を破壊業者若しくは再生業者に引き渡した場合、確実に処理されたことを確認するため、破壊業者からは破壊証明書、再生業者からは再生証明書が発行されます。これらの証明書を、第一種フロン類充填回収業者は、フロン回収を依頼した者（第一種特定製品の整備業者（第一種特定製品の管理者）や第一種特定製品の廃棄等実施者）に回付しなければなりません。

【参考】フロン排出抑制法 整備時の書類のフロー図



【参考】フロン排出抑制法 廃棄時の書類のフロー図



3 その他の変更

フロン類の引渡し先の追加

法において、フロン類の引渡し先に「再生業者」が追加されました。再生行為の業を行う者は、「第一種フロン類再生業者」として、主務大臣（経済産業大臣・環境大臣）の許可を得なければならないこととなりました。

回収記録と同様に充填の記録も

帳簿等に充填に関する事項も回収に関する事項同様に記録してください。

【記録の主な内容】

- ✓ 整備時（第一種特定製品新規設置時を含む）
 充填した年月日、充填した第一種特定製品の種類ごとの台数、充填したフロン類の種類ごとの量（回収した後に再び当該第一種特定製品に充填した量を除く）及び回収した後に再び第一種特定製品に冷媒として充填した量、充填に係る第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者の情報
- ✓ 第一種フロン類充填回収業者が簡易な再生を行った年月日、フロン類の種類ごとの量、第一種フロン類充填回収業者による簡易な再生後のフロン類を充填した年月日、第一種特定製品の管理者の情報、充填した種類ごとの量
- ✓ 第一種フロン類再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方氏名又は名称及び引き渡したフロン類の種類・量

年度ごとの知事に対する報告

27年度の回収量の報告から充填量の報告が追加されました。

また、「再利用する者への引き渡した量」が「再生業者への引き渡した量」など変更があります。

報告については、毎年度3月下旬にお知らせをさせていただきます。引き続き期限を守って報告書を御提出ください。

ご自分が
管理者か
どうかも
ご確認ください

機器を所有する「管理者」にも取組が求められます

フロン排出抑制法で、業務用冷凍空調機器の所有者（管理者）にも取り組むべき措置が規定されました。

第一種特定製品の管理者の取り組むべき措置

第一種特定製品の管理者（業務用冷凍空調機器の所有者）に対し、第一種特定製品の管理の適正化のために、定期点検・簡易点検に取り組むことが求められます。これは、機器を修理せずフロン類の漏えいを放置したまま繰り返し充填することを抑制し、使用時の漏えいを防止すること等を目的としています。

一定規模以上の機器について、定期点検の資格を有した者が年に1回実施（簡易点検は全ての機器が対象）

		対象機器と規模		点検方法		点検頻度
簡易点検		全ての機器		目視確認		3月に1回以上
定期点検		空調機器	50 kW以上	資格を有した者	目視確認	年に1回
			7.5 ~ 50 kW		直接法	3年に1回
		冷凍冷蔵	7.5 kW以上		間接法	年に1回

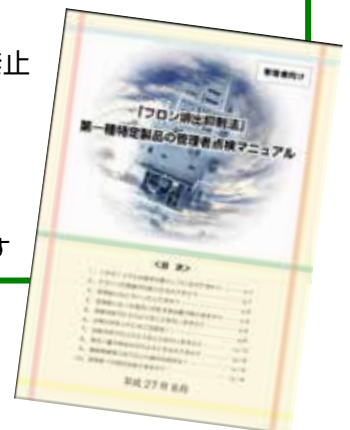
資格を有した者 冷媒フロン類取扱技術者や、一定の資格又は一定の実務経験等を有し、かつ、第一種特定製品の構造等に関する講習を受講した者などとされています（環境省ホームページに詳細有）

機器の故障時（フロン類の漏えい等）の迅速に対応

- ・ 故障等に係る点検等で漏えい箇所を特定後、速やかに修理を行う。
- ・ 修理が完了しフロンの漏えいが無いことが確認されるまで、原則充填は禁止
 点検結果の記録と保存（機器を廃棄するまでの間）

CO₂換算 1,000 t 以上の漏えいがあった場合、事業所管大臣に報告

管理者点検マニュアルをホームページからダウンロードいただけます



このリーフレットは環境省、経済産業省の資料等から作成しています

発行：東京都環境局

作成年月 2017.11



経済産業省ホームページ



環境省ホームページ